月報私学

11

2015

Vol.215

昭和50年に開園した東京ゆりかご幼稚園は、豊かな自然環境を追い求め平成26年に移転しました。森、棚田、山、小川、草はらを始めとする園内外の豊かな自然と日常的に関わりながら、原体験を通して生きる力を育んでいきます。

写真提供：学校法人 東京内野学園（東京都八王子市）

CONTENTS

●私立幼稚園の財務状況《平成25年度決算集計》…… 2
●シリーズ学校訪問記～未来に向かって～　第４回　地震災害に対応したＢＣＰを考える…… 4
●連載㉞「魅力あふれる学校づくりを目指して」
　豊かな自然を活かした園作り…… 6
●学術研究振興資金研究活動報告…… 8
●「ジェネリック（後発）医薬品ご利用のおすすめ」を12月中旬に送付します…… 9
●ねんきん定期便を送付します／限度額適用認定証の事前受付／
平成27年度第２回　私学共済事務担当者研修会の中止／
介護ビデオ・ＤＶＤをご利用ください……10
●年金積立金　共通財源・独自財源の概算仕分けの状況／
子ども・子育て拠出金の納付対象基準額が決定しました……11
●在職支給停止の計算方法が変更となります……12
●ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ……14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……16

日本私立学校振興・共済事業団

助成業務

私立幼稚園の財務状況《平成25年度決算集計》

私学事業団では、「平成26年度学校法人等基礎調査」を基に25年度決算データを集計した、26年度版『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』と『今日の私学財政（専修学校・各種学校編）』を8月に刊行しました。

今回は、『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』より、幼稚園の財務状況の概略について解説します。

園児数・幼稚園数ともに減少

文部科学省の学校基本調査によると私立・国立・公立を合わせた25年度の園児数は、21年度の163万人から158万4000人となり4・6万人減少しています。また、幼稚園数についても、21年度の1万3516園から1万3043園となり473園減少しており、少子化による厳しい状況は依然として続いています（**表1**）。

幼稚園法人の約3割は帰属収支差額がマイナス

1　消費収支状況

1法人当たりの平均額で表した消費収支計算書で、21年度と25年度を比較すると、収入の部では、学生生徒等納付金が207万円増加、補助金も1062万円増加し、帰属収入は1510万円増加しています。支出の部では、人件費が724万円増加、経費も589万円増加し、消費支出は1319万円増加しています。

人件費・経費の増加合計額に対して、帰属収入の増加額の方が上回る状況となったため、帰属収支差額（帰属収入－消費支出）は増加しています。

一方、25年度に帰属収支差額がマイナスの幼稚園法人数は1722法人で、集計法人の約3割となっています。経営状況の目安となる帰属収支差額をプラスへ移行させる方策を検討して実行していくことが今後の課題といえます（**表2・3**）。

2　財政状態

1法人当たりの平均額で表した貸借対照表で、21年度と25年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が3165万円、その他の固定資産が551万円、流動資産が2242万円それぞれ増加しており、現金預金の増加も含め、資産の部は増加しています。

構成比率をみると有形固定資産が1・3ポイント減少して64・8％となっており、施設・設備投資を控え、資金を引当特定資産や現金預金として内部留保していることがうかがえます。

負債・基本金・消費収支差額の部では、固定負債及び流動負債の金額は増加しましたが、資産の部合計が増加したため、固定負債及び流動負債の構成比率は減少しています（**表4**）。

表1　園児数と幼稚園数　（単位：人、園）

区　分	21年度	25年度	差引
園児数	1,630,336	1,583,610	△46,726
私立	1,318,006	1,303,661	△14,345
国立	6,315	5,785	△530
公立	306,015	274,164	△31,851
幼稚園数	13,516	13,043	△473
私立	8,261	8,177	△84
国立	49	49	0
公立	5,206	4,817	△389

※文部科学省学校基本調査より

表2　消費収支計算書（1法人当たりの平均額）　（単位：千円）

区分		21年度		25年度		差引
		金額	構成比率	金額	構成比率	
収入の部	学生生徒等納付金	65,922	48.5%	67,994	45.1%	2,072
	補助金	45,569	33.6%	56,191	37.2%	10,622
	その他	24,320	17.9%	26,727	17.7%	2,407
	帰属収入	135,811	100.0%	150,912	100.0%	15,101
	基本金組入額	△14,728	△10.8%	△16,188	△10.7%	△1,460
	消費収入	121,083	89.2%	134,724	89.3%	13,641
支出の部	人件費	78,809	58.0%	86,053	57.0%	7,244
	経費	43,759	32.2%	49,652	32.9%	5,893
	その他	2,230	1.6%	2,386	1.6%	156
	消費支出	124,898	92.0%	138,091	91.5%	13,193
帰属収支差額		10,913	8.0%	12,822	8.5%	1,909
消費収支差額		△3,815	△2.8%	△3,367	△2.2%	448

表3　帰属収支差額がマイナスの法人数

年度	集計法人数(A)	帰属収支差額がマイナスの法人	
		法人数(B)	割合(B/A)
	法人	法人	%
21	5,000	1,590	31.8
22	5,019	1,661	33.1
23	5,042	1,667	33.1
24	5,086	1,600	31.5
25	5,068	1,722	34.0

表4　貸借対照表（1法人当たりの平均額）　（単位：千円）

区分		21年度		25年度		差引
		金額	構成比率	金額	構成比率	
資産の部	有形固定資産	357,320	66.1%	388,965	64.8%	31,645
	その他の固定資産	73,007	13.5%	78,521	13.1%	5,514
	流動資産	109,967	20.4%	132,387	22.1%	22,420
	（うち現金預金）	(97,416)	(18.0%)	(117,193)	(19.5%)	(19,777)
	合計	540,294	100.0%	599,873	100.0%	59,579
負債・基本金・消費収支差額の部	固定負債	35,275	6.5%	37,728	6.3%	2,453
	流動負債	21,563	4.0%	23,457	3.9%	1,894
	基本金	496,521	91.9%	552,246	92.1%	55,725
	消費収支差額	△13,065	△2.4%	△13,558	△2.3%	△493
	負債・基本金・消費収支差額の部合計	540,294	100.0%	599,873	100.0%	59,579

助成業務

主要財務比率で財務分析を！

幼稚園部門について、消費収支計算書関係比率（加重平均値）の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、学校法人等の経営状況を見るための帰属収支差額比率を都道府県ごとにまとめました（**表５**）。

各財務比率の見方のポイントを『今日の私学財政』に掲載していますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください。

毎年、各都道府県を通じて「学校法人等基礎調査」を実施しております。今後とも、引き続きご協力をお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7846~7848
Eメール　center@shigaku.go.jp

表５　都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）

区分	部門数		学生生徒等納付金比率		補助金比率		人件費比率		人件費依存率		教育研究(管理)経費比率		帰属収支差額比率	
	21年度	25年度	21年度	25年度	21年度	25年度	21年度	25年度	21年度	25年度	21年度	25年度	21年度	25年度
	園	園	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北海道	459	454	51.1	50.1	37.8	38.7	63.2	62.8	123.7	125.3	30.8	31.2	4.2	4.6
青森	108	108	48.6	45.8	37.8	36.7	67.0	68.6	138.0	149.9	33.0	35.4	△1.1	△5.1
岩手	82	81	41.3	38.4	38.3	45.2	62.5	55.4	151.3	144.0	32.4	33.8	3.9	10.1
宮城	149	149	50.7	44.6	34.4	41.3	57.9	54.2	114.2	121.6	33.5	34.0	7.6	11.3
秋田	57	62	46.2	44.2	35.2	39.1	60.6	61.7	131.2	139.6	32.6	37.7	5.7	△0.1
山形	81	82	39.3	35.0	42.3	47.1	63.3	61.3	161.1	175.3	31.7	32.5	4.3	4.9
福島	131	117	42.2	36.7	40.2	45.1	62.4	54.6	148.0	148.6	32.2	34.4	3.8	9.7
茨城	189	185	38.2	34.5	43.2	47.9	59.6	55.1	156.1	159.9	33.5	30.7	5.5	12.5
栃木	180	178	52.7	49.7	38.4	39.6	61.4	59.9	116.4	120.4	29.0	31.4	7.1	6.0
群馬	96	118	46.5	47.1	41.6	40.5	60.9	63.1	130.8	133.9	30.4	34.5	7.6	1.5
埼玉	513	519	51.8	50.3	28.6	30.9	56.8	56.1	109.8	111.6	32.3	35.1	9.4	7.5
千葉	397	394	52.9	51.5	32.1	33.1	55.8	58.4	105.6	113.4	29.2	31.0	14.1	8.9
東京	452	505	53.7	53.5	27.8	29.7	56.7	57.1	105.6	106.7	28.1	29.7	13.2	11.2
神奈川	514	524	59.7	57.7	24.9	25.5	57.0	57.9	95.5	100.4	29.3	31.0	12.0	9.7
新潟	105	103	42.3	38.7	43.6	49.6	63.1	58.1	149.3	150.2	30.2	33.8	6.1	6.5
富山	50	51	44.5	44.0	39.4	40.8	54.4	56.0	122.4	127.4	40.6	45.1	4.3	△4.1
石川	65	58	48.4	48.3	42.4	44.3	63.6	60.7	131.2	125.6	30.2	30.8	0.4	7.9
福井	30	30	44.6	42.8	41.4	41.1	58.2	54.7	130.6	127.6	30.3	30.4	10.9	14.7
山梨	59	59	49.7	42.8	36.9	40.8	63.6	63.0	127.9	147.2	33.3	34.5	2.4	1.5
長野	98	88	50.6	46.4	36.4	40.2	64.0	63.5	126.4	136.9	29.2	33.4	4.1	2.2
岐阜	95	98	54.8	53.4	31.5	30.2	58.9	59.5	107.4	111.3	33.6	34.6	5.1	5.2
静岡	220	212	45.8	43.6	40.1	41.1	59.0	58.5	128.8	134.0	31.9	32.1	6.8	8.6
愛知	404	409	39.8	40.1	43.9	44.4	57.8	59.6	145.2	148.5	31.1	32.9	10.0	6.6
三重	55	57	55.2	54.4	32.1	33.3	61.5	59.6	111.3	109.6	31.4	43.9	6.4	△7.3
滋賀	23	27	40.3	34.4	49.4	53.2	64.3	64.7	159.6	187.7	30.5	29.7	4.8	4.9
京都	140	145	44.4	44.1	39.0	40.1	59.8	60.9	134.6	137.9	32.8	35.1	6.3	3.0
大阪	327	395	42.1	40.9	40.3	40.7	56.8	55.9	135.1	136.8	35.8	35.4	6.1	7.4
兵庫	201	201	49.1	46.6	33.3	35.5	55.3	55.0	112.6	118.0	31.3	34.9	11.7	7.9
奈良	39	41	49.7	49.5	32.4	32.2	61.8	63.4	124.4	128.0	37.4	45.7	0.4	△9.4
和歌山	40	40	38.3	37.8	45.7	46.6	65.4	65.9	170.8	174.3	30.7	31.0	3.4	0.4
鳥取	28	23	48.9	45.9	39.6	40.6	63.0	66.2	128.9	144.1	28.1	30.9	7.4	1.6
島根	11	10	54.6	49.2	34.7	38.2	68.2	66.7	125.1	135.7	38.6	46.5	△9.4	△15.6
岡山	31	35	37.3	38.9	41.1	42.0	64.0	64.0	171.7	164.4	25.7	30.8	9.9	4.9
広島	172	167	44.2	40.9	41.7	45.1	54.2	50.2	122.6	122.9	37.4	39.3	6.8	9.3
山口	119	106	33.9	32.1	50.1	53.9	59.9	63.2	177.1	197.0	30.7	32.2	8.9	3.9
徳島	10	10	54.8	51.5	27.1	33.5	66.0	59.4	120.3	115.2	34.9	32.0	△1.9	7.6
香川	33	34	50.6	46.7	35.1	37.9	61.8	57.0	122.1	121.9	29.2	30.6	8.4	11.8
愛媛	83	82	44.7	47.0	34.3	36.9	58.2	58.5	130.3	124.5	27.5	29.7	11.7	9.6
高知	30	29	42.2	40.4	43.7	45.1	64.7	64.1	153.5	158.5	28.9	31.2	5.1	4.1
福岡	334	338	51.8	49.6	34.6	34.4	56.1	52.9	108.4	106.5	31.8	31.5	10.7	14.2
佐賀	81	84	47.1	45.4	38.6	39.6	59.6	52.0	126.6	114.5	32.0	31.0	7.9	15.7
長崎	121	120	48.8	46.9	34.0	37.3	62.0	57.5	127.1	122.7	30.8	32.3	6.1	8.7
熊本	108	107	37.8	33.4	53.8	57.3	65.7	62.2	174.0	185.9	26.7	27.7	7.2	9.1
大分	63	60	40.8	38.2	45.9	48.3	59.0	57.0	144.8	149.2	31.0	35.2	9.0	6.4
宮崎	113	112	36.6	32.6	48.3	52.4	63.5	58.5	173.6	179.3	30.8	30.5	3.8	10.1
鹿児島	140	139	38.8	32.7	49.4	53.0	60.1	55.6	154.9	169.7	34.5	32.6	4.8	11.4
沖縄	21	30	48.1	47.8	36.9	35.8	53.6	53.2	111.3	111.3	34.6	32.4	11.7	14.1
全国平均	6,857	6,976	48.8	47.0	35.3	37.1	58.4	57.7	119.7	122.7	31.3	32.8	8.8	8.0

（注）部門数は学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。
（参考）学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／帰属収入
補助金比率：補助金／帰属収入
人件費比率：人件費／帰属収入
人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金
教育研究（管理）経費比率：（教育研究経費＋管理経費）／帰属収入　又は経費／帰属収入
帰属収支差額比率：帰属収支差額（帰属収入－消費支出）／帰属収入

シリーズ

学校訪問記～未来に向かって～　第４回

地震災害に対応したBCPを考える

国立大学法人　東北大学
学校法人関西大学　関西大学
学校法人甲南学園　甲南大学

南海トラフ地震や首都直下地震など、日本では、地震はどの地域においても、近い将来に高い確率で起こりうる災害です。その対策として、事業継続計画（Business Continuity Plan 公的組織では業務継続計画。以下「BCP」という。）を策定し、適切に運用することが、業種を問わず多くの組織にとって急務となっています。

BCPとは、地震等の自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、テロ等、様々な危機事象が発生し、組織に甚大な被害が出た場合、どの業務を優先して復旧・実施するのか、その方針、体制、手順等を示した計画のことであり、内閣府が「事業継続ガイドライン」を示し、各都道府県や自治体も事業主が策定することを促進しています。

BCPの策定状況は、大企業では約54%、中堅企業では約25%（平成25年度内閣府調査）、都道府県は60%、市町村は13%（平成27年版防災白書）であるのに対し、私立学校では、大学法人3.5%、短期大学法人0.0%（平成25度 私学事業団調査『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編』）でした。企業等に比べ策定している学校法人等が非常に少なく、今後、多くの学校法人等にとって検討すべき課題の一つではないでしょうか。

BCPは、多様な危機事象を想定して充実させていくものですが、今回は日本において高い確率で発生する地震災害を想定したBCPの策定のポイントを学校、自治体など複数の組織にヒアリングを行い、その内容をもとに、地震災害に対応したBCPについて考察します。

BCPの策定について

はじめに、BCPの策定について、東北大学災害科学国際研究所の丸谷浩明教授（内閣府 事業継続計画策定・促進方策に関する検討会委員）からお話を伺いました。

BCP策定時のポイントについてお聞きかせください

地震発生後、被害で業務レベルが大きく低下している中で、新たに発生する災害対応業務を行いつつ、重要業務を優先して復旧・実施することが必要となるため、BCPの策定にあたっては、重要業務の絞り込みが大切です。

BCPでは、各重要業務の復旧や開始について、維持すべきサービスの範囲や水準、時間の「許容限界」を認識し、その達成のための「目標復旧時間」を持ち、それを達成できる対応計画を策定する必要があります。これらの概念を表したものが左の図です。

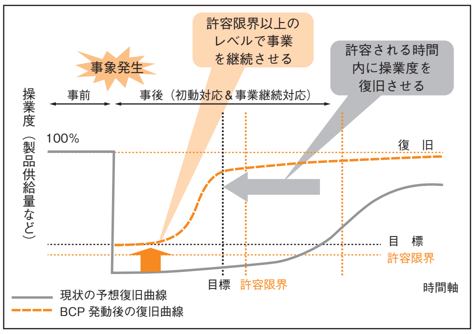

事業継続計画（BCP）の概念
出典：内閣府「事業継続ガイドライン（３版）」

この概念を実現するためには、次の三つの計画が軸となります。

Ⅰ 災害等の事象発生後の対応計画
Ⅱ 被害を抑制し、事象発生後の対応を行いやすくするための事前対策計画
Ⅲ 教育・訓練、維持・改善の計画

これらを踏まえて、学校がBCPを策定する際に意識すべきポイントは、前述の「Ⅰ 災害等の事象発生後の対応計画」がまず重要で、事象発生後の初動においては、

①学生、教職員の安否確認
②二次災害の防止により学校の人員・資産を守ること
③適時的確な情報の収集と発信
④地域との連携

が中心となります。この計画では、発災後1か月程度の期間想定が必要ですが、初動の動きは明確に決める一方、それ以降は徐々に、大枠は決めるが被害をみて判断するようにし、選択肢を決めておくのが実践的です。①の安否確認については、人命を預かる安全管理責任が学校には強く求められており、教育機関としての信頼性に関わる部分ですので特に重要視すべき点です。

また、①～④の後、「早期に授業を再開する」ことが平常時の業務を継続することになりますが、さらに、入試、入学、卒業等といった季節的な業務も比較的多いため、これらが直前に迫った時期に事象が発生した場合の的確な対応の検討も欠かせません。

これらのことから、学校のBCPは学校の管理・運営に大きく影響するものであり、業務継続のマネジメントが問われます。ガバナンスに関わる重要事項であるともいえます。

BCPを策定する際の手順や有効に機能させるための注意点についてお聞きかせください

実際に、BCPを一から策定する場合には、選定した重要業務の継続に必要な資源の確保方法を中心に検討し、そこから一つ一つの対策、対応に落とし込んでいく作業が必要です。また、地震を想定してBCPの策定を進めると、それが土台となり、たとえば水害など

他の災害事象等にも転用できます。

ただし、いったんBCPが出来上がっても、人事異動等に伴う組織構成員の変化、非常用電源の設備や備蓄等の備えの変更等により、実態にそぐわなくなるため、策定したBCPは定期的な見直しが必要です。特に訓練に基づく見直し（ブラッシュアップ）が効果的です。こうした取り組みを通してBCPの有効性を維持することが、有事の際に機能するポイントとなります。

また、災害事象発生時にはヒト（役員等の指揮命令権者から対応人員まで）が揃わない、モノ（校舎、事務機器等を含む）が被災した等の不測の事態を想定した『代替』の戦略も重要です。代理や権限委譲、代替施設等を決定し、あらかじめ学内外の関係者に周知・認識共有しておくことが必要です。

例えば、昨今、導入が進むクラウドコンピューティングは災害事象発生時に情報システム機能が停止することを防ぐBCPにおける代替の一例です。なお、有事の際の指揮命令系統はあまり多段階にせず、シンプルで分かりやすくしておくこともポイントです。

BCPの策定と防災計画

私学事業団のアンケートによれば、BCPの策定は遅れているものの、自然災害に対する防災計画等の対応策を整備している大学法人は56・5％、短期大学法人は37・1％となっています。学校におけるBCP策定と防災計画の関連性についてお聞かせください

実効性のある防災計画や災害対応マニュアル等が整備されていることは、BCPを導入するのに有利な条件となります。

学校の防災計画には、①地震対策、②避難、③備蓄、④安否確認などが含まれることが多いと思いますが、BCPで定める「災害等の発生後の対応計画」にもこれらが含まれます。ただし、BCPでは、さらに、いつまでに、何を、どのように復旧・または実施するかを、それに必要な資源が確保されているかとの確認と合わせて策定していきます。

BCPを策定したいが、何から手を付けていいかわからないという場合、まず、自学の防災計画や災害対応マニュアルが、各時点の利用可能な資源の下で実施可能であるかを、再検討することから始めるのが有効と考えます。

このように、学校のBCPでは、初動の対応計画は災害対応マニュアルと一体的に策定するのが現実的でしょう。

以上、丸谷教授のお話によれば、特に学校においては、BCP策定の前提として、本当に実施できる防災計画が重要であるとのことでした。

防災への取り組み事例

ここで参考として、取材を行った「関西大学」と「甲南大学」の防災への取り組み事例を紹介します。

関西大学では、特色的な防災教育として、「関大防災Ｄａｙ」という行事を２０１０年度より毎年一回、実施しています。これは、学生、教職員、近隣住民等、約一万人が参加する避難訓練と防災イベントを一日かけて実施する独自の行事です。開催を重ね、学生の防災意識の向上だけでなく、地域との連携も強化されています。

甲南大学では、本部の岡本キャンパスに「防災センター（地下1階地上1階建）」という施設を設置（２０１１年）しています。これは、地震や台風などの災害を想定し震度6強の地震にも耐えられる設計となっています。1階は本部キャンパス内に設置されている監視カメラのモニターや火災信号機を受信できる火災報知機、他キャンパスや付属施設すべてと繋がる無線機、非常用発電機が設置されています。地下は、平時においては会議室、有事の際には災害対策本部になり、非常時用備品が置いてあります。まさに大学の震災対応の核となる施設となっています。

自治体の視点

最後に、教育機関における防災への取り組みについて、２つの行政機関からお話を伺うことができました。

東京消防庁防災安全課総合防災教育担当者からは「教育機関には長期的な防災教育の推進を期待している」とのお話があり、幼稚園時からの段階的な防災教育の実践により、自助意識及び地域防災の担い手たる共助意識を醸成することで、地域防災力の総合的な向上につなげたいとのことでした。

また、「各学校が防災に関わる訓練を定期的に行い、地域住民の方にも積極的に参加してもらうことによって、地域貢献にもつながるのではないか」との言葉が印象的でした。自然災害は日本だけのものではないことから、『長期的防災教育』がグローバル社会において、日本の教育の強みにもなり得るとのお話もありました。

東京都豊島区防災危機管理課の担当者からは「自治体のBCPを策定していく過程で、地域に根付いた私学の存在は非常に大きく、私学との協力体制の構築が不可欠であるが、まだ十分な意思疎通が図られておらず、今後の課題である」旨のお話をいただきました。

～取材を終えて～

自然災害を想定したBCPについて考えることは、学校と学生・生徒・児童等だけの問題ではなく、その保護者、教職員、行政、地域住民の方々等、様々な人と学校との関わり方を総合的な視点で考えることにもつながります。

具体的なBCP計画の策定過程が、事業継続のみならず、相互協力の関係をより深める機会であり、地域における私学のあるべき姿を見つめなおす機会でもあるのです。

（取材）私学経営情報センター

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載㉞

豊かな自然を活かした園作り

学校法人　東京内野学園　理事長　内野　彰裕

理想の環境を追い求めて

東京ゆりかご幼稚園は、故内野登悦・郁子夫妻によって、清瀬ゆりかご幼稚園の姉妹園として昭和50年に東京都八王子市に設立されました。以降、それぞれの地域に根ざした教育と経営の独自性、公益性を高めるべく、各々が学校法人となり、現在に至ります。

東京ゆりかご幼稚園は、UR都市機構（旧住宅都市整備公団）の団地内にある小さな幼稚園として歩んできました。高尾山をはじめとする豊かな自然が近隣にある恵まれた地域で、小さな園庭にはそうした地域の自然を取り込みながら様々な形のビオトープを作り、園児が日常的に関わることのできる環境作りに力を入れてきました。

一方で、北欧の「森のようちえん」や日本の「里山保育」に代表されるような、園内外の屋外をより積極的に活用し、幼児が主体的に周囲の自然環境と関わりながら育つダイナミックな保育の必要性も感じていました。そして、園庭の身近な自然と園外の深い自然とを日常的に行き来できる豊かな環境こそが理想の環境であるという結論に達しました。当時の園は、広域的には自然豊かであったと言えますが、それは団地の外のことであり、幼稚園はコンクリートの団地に囲まれていました。こうした中で、園庭での「自然豊かな環境」作りに限界を感じると同時に、園舎の耐震化の問題、園地の借地契約が更新時期であったこと、さらには団地の縮小計画による周辺環境の不安定性を勘案し、幼稚園の移転を視野に入れながら用地を探すことになりました。

園舎全景。正門よりスロープを200m上る

移転に向けて

園児の通園範囲内で探す中、既存ニュータウンの片隅に、幼稚園としては広大な2・2haの用地に巡り会うことができました。ヤマザクラ、クヌギ、コナラ、エノキをはじめとする40haの落葉広葉樹林（特別緑地保全地区）に囲まれ、敷地からは鎌倉古道（七国峠）の掘割道につながり、悠久の歴史を感じさせてくれる魅力あふれる場所でした。それは正に思い描いたとおりの理想の環境でした。「いつか必ず園児を連れていきたい」そんな思いを胸に、5年がかりで交渉を進め、平成23年に用地を購入しました。

その後、移転までの3年間は、「ゆりかごネイチャーセンター（自然体験施設）」として、園児を定期的に連れていき、自然遊びを楽しみました。電気もガスも水も無い不便極まりないただの荒れ地でしたが、山を登り、森を探検し、泥場や水たまりで格闘し、野生動物の足跡を探し回り…園児は目を輝かせながら遊びに没頭しました。そして、こうした遊びの様子を観察しながら、園庭、園舎のレイアウトをはじめとするグランドデザインを描いていきました。

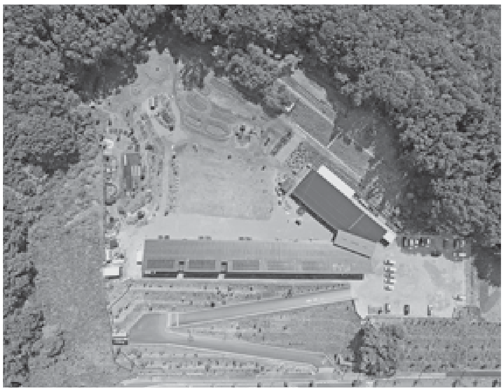

空撮による敷地全景。周囲は40haの落葉広葉樹林

地形を活かした冒険遊びに没頭

園庭里山化

ここは元々里山でしたが、ニュータウン計画に基づき一帯が造成され、木々も相当伐採されていました。そこで、親子で新たに大小の樹木1000本近くを植え、小川や棚田を作り、雑木林の下草を刈るなどして元の里山に戻していく「園庭里山化」を掲げ、園

舎の前にまず園庭を整備することから始めていきました。そして、最後に園舎を建築し、26年に移転開園となりました。

平屋木造園舎

園舎は自然環境の邪魔にならないようにシンプルな平屋木造とし、古民家の縁側をイメージして外と中との連続性が図られるようにしました。そこには、農家の庭先で様々な自然と触れあいながら遊ぶことを通して「生きる力」を育んできた昔の日本の子どもたちの、たくましく、心豊かな育ちを再現したいという願いが込められています。

大開口により森の風が園舎を抜けていく

真夏は39度、真冬は氷点下10度以下にもなる地域ですが、真冬以外はドアを全開にし、森の風が保育室を通り抜ける構造になっています。また、天井は高い所で6m以上と2階建てに相当する高さがあるため、夏の暖気は上昇して排出され、エアコンをほとんど使うことなく、子どもたちは涼しい中で生活することができます。ドア・窓の開口部が広いため、日中はほとんど部屋の照明をつけずに過ごすことができ、電力は旧園舎から移設した太陽光発電ですべて賄われます。また、小川や田畑の灌水、園庭の散水などは深井戸を、園児の栽培活動などは各保育室前にある雨水タンクの水が使われます。

「森の広場」ではロープを使った遊びのほか、枝、葉、実など自然の恵みだけでじゅうぶんに遊べる

ESD

園庭には様々な野生動物がやってきます。大空にはオオタカが横切り、キジやカルガモ、シラサギ、ノウサギが園庭を散歩し、シマヘビやアオダイショウがシジュウカラを飲み込む光景にも出会います。夜になるとムササビやフクロウが舞い、深夜にはタヌキ、キツネ、アナグマなどが遊びにきます。

棚田には、年長児が育てるたんぼと、親子有志が育てるたんぼがあります。年長児は、種もみ選定から始め、田起こし、あぜ塗り、代かき、田植え、稲刈り、稲架がけ、脱穀、もみすり、精米、火起こし、釜戸炊き、そしておにぎり作りに至るまで、すべての作業に子ども達が古来からの方法で関わっていきます。お米一粒の有り難さ、口に入るまでの苦労を、この幼児期だからこそ、体験を通して身体に染みこむようにじっくりと時間をかけて伝えていきます。

畑では、園児が土作りから始め、有機栽培で種から育てた野菜はクッキング（調理保育）や給食の材料になります。土作りには様々な堆肥が加わります。園児が家から持参する野菜くず、給食の調理の際にでる野菜くず、稲作後のもみ殻と米ぬか、敷地内の干し草（雑草）、飼育ヤギの糞、近隣の乗馬クラブから園児たちが頂いてくる馬糞等々。こうした活動に主体的に関わることで、土から始まる命の循環と、地域とのつながりを意識することができます。

このように、園内外のあらゆる環境を教育資源として捉え、日常の保育に取り入れることで保育が豊かになり、原体験を通して「生きる力」が育まれていきます。こうした取り組みは、移転前から当園が推し進めてきた「自然教育、環境教育、労作教育、食農教育」が基盤となっていますが、現在はこれを更に深化させた、「ESD（持続可能な開発のための教育）」を柱に据え、全人格的な教育を行っています。

森が園舎、園庭を包み込む

用地購入から4年半、移転開園から1年半が過ぎた現在も、日々出会いと発見の連続です。「ありのままの自然」から学ばせていただくことの尊さを噛みしめながら、今後もこの環境に合った幼児教育を深めていきたいと考えています。

◇◇◇寄稿者紹介◇◇◇

内野　彰裕（うちの　あきひろ）
学校法人東京内野学園　理事長
東京ゆりかご幼稚園　園長

学術研究振興資金 研究活動報告

私学事業団では、広く一般から受け入れた寄付金から学術研究振興基金を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」として私立大学等の優れた学術研究に交付しています。本号では、平成26年度に交付された**新潟薬科大学**の研究（**研究代表者　健康・自立総合研究機構　梨本正之教授**）をご紹介いたします。

米国のニクソン大統領（当時）が「がん征圧戦争」を宣言してから既に44年がたちますが、残念ながら世界的にがん患者の死亡率はあまり減少していません。多発性骨髄腫は2番目に多い血液がんであり、全世界で年間15万人ほどの患者がこれにより死亡していると見積もられています。米国では、およそ4万5000人の患者がおり、毎年新たに2万4000人ほどが多発性骨髄腫と診断されています。診断からの平均生存年数はわずか約3～4年でしたが、最新の骨髄腫治療法を試すことができる米国においては、サリドマイド誘導体であるレナリドマイドやプロテアソーム阻害剤であるボルテゾミブなどの新しい薬が導入されてきて、この10年間で平均生存年数は約7～8年に延びてきています。

しかしながら、ほとんどの患者で、これらの薬に対して抵抗性を持つ骨髄腫細胞が出現し、がんが再発してしまいます。多発性骨髄腫はいまだに原因も解明されておらず、成功率の低い骨髄移植以外に治療法もないがんです。

私は、TRUE gene silencing（tRNase ZL-utilizing efficacious gene silencing）法と呼ぶ遺伝子発現抑制技術を多発性骨髄腫に応用し、患者を寛解・治癒に導くことができるsgRNA薬を発見することを長期的な目標としています。

tRNA前駆体切断酵素tRNase ZLを利用するこの技術は、がんなどの疾病に対する治療法としての可能性を秘めています。この技術の基盤は、この酵素がtRNA前駆体やマイクロtRNA前駆体に類似したRNA複合体を認識し切断することができ、7～30ヌクレオチドのsmall guide RNA（sgRNA）を用いてあらゆるRNAを任意の部位で特異的に切断することができる特性にあります（**図1**）。sgRNAをヒト細胞中に導入することによって、その標的となるmRNAやmiRNAの発現を抑えることができます。

図1　TRUE gene silencing法の分子機構

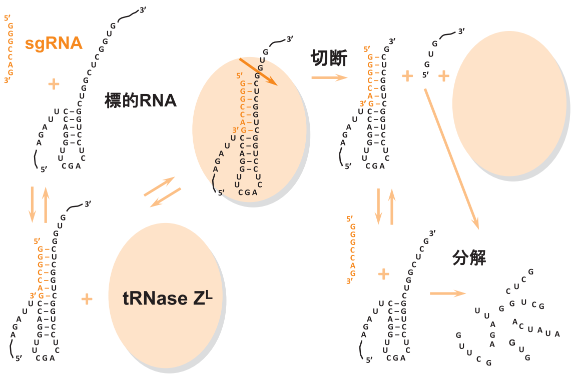

すでに私は「がん治療用sgRNA薬スクリーニングシステム」を用いて、ヒト骨髄腫細胞株に効率よくアポトーシスを誘導する7種類のheptamer型sgRNAを見出しています。この中で、現在、最も詳しく解析されているコード番号H15540のheptamer型sgRNAについて、ここで簡単に紹介します。

H15540は、HEK293やIMR90などのヒト正常細胞株には毒性を示しませんが、様々なヒト骨髄腫細胞株に対してはアポトーシスを誘導します（**図2**）。また、ヒト骨髄腫細胞株KMM-1を免疫不全SCID/NODマウスの皮下に移植したマウスゼノグラフトモデルを用いて、H15540の局所投与による個体レベルでの効果を試験した結果、sgRNA薬を投与したマウス群においては、生理食塩水を投与した対照群マウスと比較して、有意に腫瘍の増殖抑制効果が見られました。

H15540がヒト骨髄腫細胞にアポトーシスを誘導する機構はまだ明らかではありませんが、DNAマイクロアレイ解析などから、H15540はミトコンドリアのmRNAを標的とし、その効果が活性酸素種の生成を引き起こすことが関係していると考えています。今後は、このアポトーシス誘導機構を解明するとともに、マウスゼノグラフトモデルにおけるsgRNAの全身投与の効果を解析し、臨床試験を目指していきたいと思っています。

図2　heptamer型sgRNA H15540は様々なヒト骨髄腫細胞株にアポトーシスを誘導する

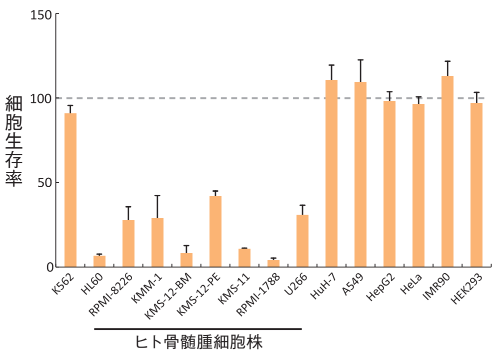

骨髄腫治療用sgRNAの開発に関する研究は、研究課題「TRUE silencing法を基盤とした血液がん治療薬の開発」に対する、24年度から3年間に渡る学術研究振興資金の助成を受けて行われました。この研究成果の一部は、Leukemia Research誌（2014年38巻808頁）に掲載され、同号の論説記事でも紹介されています。

最後に、私学事業団のご支援に感謝の意を表すと共に、今後も学術研究振興資金の助成により多くのすばらしい研究成果が生み出されていくことを願っています。

「ジェネリック（後発）医薬品ご利用のおすすめ」を12月中旬に送付します

～対象者への配付をお願いします～

業務部　短期給付課

医療費の更なる適正化を図るため、ジェネリック医薬品の利用促進を目的として、ジェネリック医薬品差額通知を実施することとなりました。

加入者及び被扶養者への「ジェネリック（後発）医薬品ご利用のおすすめ」を12月中旬に学校法人等宛てに送付しますので、通知対象者の加入者（被扶養者分含む）に配付してください。

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることにより、医療機関や調剤薬局の窓口で支払う医薬品の自己負担も軽減されますので、ジェネリック医薬品利用促進のためご協力くださるようお願いします。

ジェネリック医薬品とは

▽先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同等の有効成分、効能・効果をもつ医薬品です。

▽ジェネリック医薬品は研究開発費が少なくてすむために、先発医薬品と比べて値段が安いことが特徴です。

▽国の厳格な審査を受け、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されています。

▽高血圧や高脂血症、糖尿病など様々な病気や症状に対応しています。カプセル、錠剤など形態も豊富です。

実施の背景

国は、これまで、平成29年度末までにジェネリック医薬品の使用率を60％とする目標を設定し、医療保険者へジェネリック医薬品の利用促進に積極的に取り組むよう求めていましたが、さらに27年6月の閣議決定において新たな目標を表のとおり定めました。

これに伴い、私学事業団では、データヘルス計画の一環としてジェネリック医薬品の差額通知を実施し、目標達成に向けて積極的に取り組むこととしました。

〈表：新たに国が定めた使用率目標〉

平成28年度末	60％以上
平成29年度央	70％以上
平成30～32年度末までの間のなるべく早い時期	80％以上

送付する通知等の内容

実際に処方され服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合にどのくらい薬代が軽減できるかをお知らせします。

【同封物】

○リーフレット
（ジェネリック医薬品利用促進PR、ジェネリック医薬品に切り替える方法などを記載）

○ジェネリック医薬品希望シール
（加入者証等や薬手帳に貼付し、医療機関や調剤薬局へジェネリック医薬品を希望することを伝えるためのシール）

通知対象者

27年6月から8月の間に先発医薬品を処方され服用している人で、薬をジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担の軽減が見込まれる加入者（任意継続加入者等は除きます）及び被扶養者

【すべての人に通知されるものではありません。次の人は通知対象外です】

○がんや精神疾患などの疾病及び風邪などの短期処方に使用される薬を服用している人

○薬代があまり軽減されない人

○ジェネリック医薬品が存在しない薬を服用している人

○すでにジェネリック医薬品で処方されている人

送付方法・送付先

個別封筒に封入し、親展扱いとして所属する学校法人等へ送付します。

○学校法人等から個別封筒を加入者へ渡してください。

○被扶養者分も加入者に配付してください。

※封筒は親展扱いです。被扶養者が通知の対象となった場合は、開封せずに必ず被扶養者（小さな子どもは除く）にお渡しくださるよう加入者へ周知してください。

送付の時期

27年12月中旬

＜ジェネリック医薬品切り替えの流れ（イメージ）＞

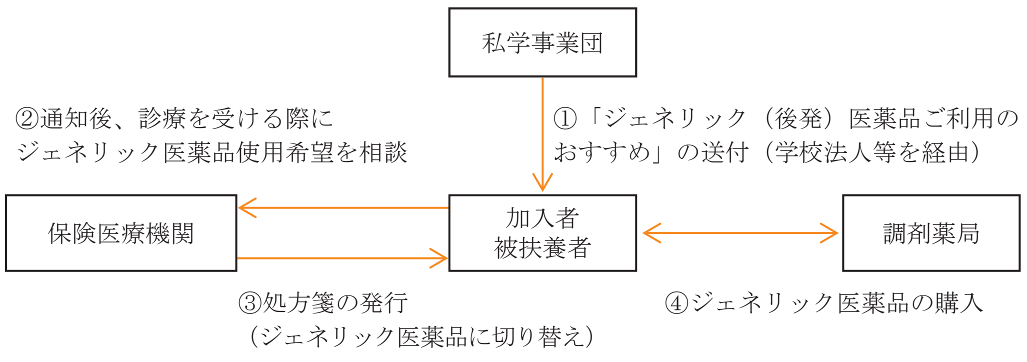

共済業務

ねんきん定期便を送付します　平成27年12月から

広報相談センター　相談班

本誌7月号でお知らせしたとおり、平成27年12月以降「ねんきん定期便」を私学事業団から在職中の対象者に学校法人等を経由して送付することになりました。

通知は左記のとおり、節目年齢通知と毎年通知の2種類で、対象者の誕生月に学校法人等に送付します。通知等が届きましたら、対象者に配付してください。

送付物	通知の種類	対象者	表示内容
通知文及びパンフレット	節目年齢	35・45歳	1．これまでの年金加入期間 2．これまでの加入実績に応じた年金見込額 3．これまでの保険料納付額 4．これまでの年金加入履歴 5．これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況 6．これまでの国民年金保険料の納付状況
		59歳	1．これまでの年金加入期間 2．老齢年金の見込額（現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定して計算） 3．これまでの保険料納付額、該当者にはお知らせとして一時金返還額 4～6は35・45歳の節目と同じ
	毎　年	50歳未満（35・45歳以外）	1．これまでの年金加入期間 2．これまでの加入実績に応じた年金見込額と保険料納付額 3．直近13か月の保険料納付額、標準報酬月額・標準賞与額
		50歳以上（59歳以外）	1．これまでの年金加入期間 2．老齢年金の見込額（現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定して計算） 3．該当者にはお知らせとして一時金返還額 4．これまでの保険料納付額 5．直近13か月の保険料納付額、標準報酬月額・標準賞与額

限度額適用認定証の事前受付

業務部　短期給付課

限度額適用認定証の有効期間満了日が平成27年12月31日で、引き続き限度額適用認定証を必要とする人の更新（継続）申請を事前に受け付けます。

【受付開始】

27年11月10日（火）から

【注意】

・限度額適用認定申請書の右上余白に**朱書きで「事前継続」と明記**してください。

・12月14日までに受け付けた申請については、年内に発行します。

※限度額適用認定申請用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

平成27年度第2回 私学共済事務担当者研修会の中止

広報相談センター　相談班

平成27年度第2回私学共済事務担当者研修会は、引き続き被用者年金制度一元化の対応を行っているため、中止させていただきます。事務担当者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

介護ビデオ・DVDをご利用ください

福祉部　保健課

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出しています。

●貸し出しビデオ・DVD

①「DVDブック　新しい介護　基本のき」（DVD1枚）

②「在宅介護教室」（ビデオ全5巻又はDVD1枚）

③「すこやかシルバー介護」（ビデオ全8巻）

④「在宅介護の基礎と実践」（DVD全10枚）

詳しくは、「私学共済ブック 2015（保健・宿泊編）」46頁又は、私学共済ホームページ〔福祉事業のご案内▼とくとく情報▼全国共通〕を参照してください。

●申し込み方法

「介護DVD等借入申込書」に必要事項を記入のうえ、各ガーデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は、「私学共済ブック 2015（保健・宿泊編）」205頁又は、私学共済ホームページからダウンロードできます。なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

年金積立金
共通財源・独自財源の概算仕分けの状況

資産運用部

被用者年金制度の一元化に伴い、長期勘定で保有していた年金積立金については、一元化前の厚生年金の積立比率を基に、**共通財源（厚生年金保険給付積立金）**と**独自財源（経過的長期給付積立金）**に仕分けられました。

仕分けに当たっての考え方は、一元化前の厚生年金が保有している積立金に見合った額を共通財源として仕分けることで制度間の公平性を保とうとするもので、具体的には、平成26年度末における厚生年金の保有資産が、27年度の給付等に要する費用の何年分に相当するか（これを**「政府積立金比率」**といいます）により積立金を分割しようとするものです。

これにより、1・2階部分として共通財源に仕分けた額はおおむね半分程度となり、後に残る独自財源も、26年財政再計算で見込んだとおり、おおよそ半分程度の額となりました（一元化時の概算仕分けの詳細につきましては、私学共済ホームページに掲載する予定です）。

ただし、今回の仕分けに用いた政府積立金比率は概算であり、また、27年度の厚生年金の給付等に相当する額は予算額であることから、27年度決算によりこれらが確定した後に、改めて概算仕分け額と確定仕分け額の差額が精算されることになります。

なお、精算の時期は、28年末とされています。

一元化時の概算仕分けのイメージ

厚生年金勘定	
厚生年金経理	**職域年金経理**
【共通財源となる積立金】 厚生年金保険給付積立金	【独自財源となる積立金】 経過的長期給付積立金

【共通財源】

共済年金の積立金は、職域部分（3階部分）を含めた保険料が積み立てられてきたもので、1・2階部分と3階部分の区別がありませんでした。このため一元化に当たっては、厚生年金の積立金の水準に見合った額を、共通財源として仕分ける必要がありました。

この仕分けられた積立金は、一元化法附則第27条により、私学事業団が厚生年金保険料を積み立てていたものとみなされることになります。

一元化後は、厚生年金保険法及び積立金基本指針に基づき定めた「厚生年金保険給付積立金等の管理運用の方針」（文部科学大臣承認）により、安全かつ効率的に運用され、厚生年金給付を行っていくことになります。

なお、共通財源においては、省令に基づいて、助成業務における私立学校への融資事業の財源として、助成勘定への貸付けも行うこととしています。

【独自財源】

一元化に伴い、これまで共済年金として給付していた職域部分（3階部分）は廃止されることになりましたが、27年9月以前の加入者期間については、経過措置により、これまでの職域部分の給付に相当する経過的長期給付（旧職域部分相当給付）が継続して給付されることになります。

また、一元化前の掛金が1～3階部分にかかるものであったのに対し、一元化後の保険料は1・2階部分のみにかかるものとなります。そのため、実質的には負担増となることから、独自財源を活用してこれを軽減できることとされています。

今回の概算仕分けにより独自財源とされた積立金の額は、26年財政再計算で見込まれた経過的長期給付に要する費用を賄うために必要な積立額を上回っており、少なくとも当初の5年間においては、保険料の軽減が予定どおり実施できる見込みとなっています。

なお、独自財源においては、省令に基づいて、加入者に対する資金の貸付けの財源として、貸付経理への貸付けも行うこととしています。

一元化後におきましても、省令に基づき定めた「経過的長期給付積立金の管理運用の方針」（文部科学大臣承認）により安全かつ効率的に運用されることになります。

子ども・子育て拠出金の納付対象基準額が決定しました

業務部　掛金課

平成27年の定時決定による基準額は、**181万円**（前年は182万円）となりました。10月調定時に加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計が181万円以上となる学校法人等については、27年10月から28年9月までの間、掛金等とあわせて子ども・子育て拠出金を納付することになります。**納付額については、「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」で通知します。**

なお、定時決定時の基準額により納付対象となった学校法人等は、その後に加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計額が基準額を下回ることになっても、その期間内においては、子ども・子育て拠出金を納付することになります。

在職支給停止の計算方法が変更となります

年金部　年金第二課

被用者年金制度の一元化に伴い、年金の停止額は12月支給分（平成27年10・11月分）から変更となります。実際の停止額等は、12月上旬までに年金受給権者へお知らせする予定です。

1　一元化前の在職中における年金の停止計算の仕組み

一元化前の在職中の年金の停止計算は、2つ以上の年金の受給権がある場合は、それぞれの年金制度の**基本月額**（※1）を用いて停止額を算出しています。

※1　基本月額とは、年金額より経過的加算額（65歳以上の人）・職域加算相当部分・加給年金額を除いたものを12で除した額です。

（例）私学共済の退職共済年金と民間会社勤務による老齢厚生年金の受給権者で、私学在職中の場合の停止計算のイメージ（65歳未満）

【一元化前】

私学共済の退職共済年金　［私学の退職共済年金の基本月額］＋［私学の総給与月額相当額］⇒ 停止計算（28万円基準）

厚生年金の老齢厚生年金　⇒ 停止なし

2　一元化後の在職中における年金の停止計算の仕組み

一元化後の在職中の年金の停止計算は、2つ以上の年金の受給権がある場合、①それぞれの年金の基本月額を合算する、②合算した基本月額と総報酬月額相当額で、支給停止額を算出する（65歳未満は28万円、65歳以上は47万円という停止基準額は変わりません）、③その支給停止額を、それぞれの基本月額の比率で按分し、それぞれの年金の支給停止額を算出する、という仕組みとなります（**表1**）。

なお、私学在職中の場合、私学の職域加算相当部分は一元化前と同様に全額支給停止となります。

【主な変更点】

① 複数の年金の基本月額を合算して停止計算を行うため、一元化前より停止額が多くなります。

② 民間会社勤務における厚生年金は他の被用者年金制度の加入による停止（以下「他制度停止」といいます）の仕組みがありませんでしたが、一元化後は停止の仕組みが導入されました。

③ 共済制度における他制度停止（65歳未満）は47万円が基準でしたが、一元化後は自制度停止となりますので28万円基準となります。

④ 一元化前は停止がかからなかった昭和12年4月1日以前生まれの人についても一元化後は在職中の停止の対象となります。

【注意点】

一元化前に決定された退職共済年金及び老齢厚生年金の在職停止計算も、同様の仕組みが導入されます。

（例）私学共済の老齢厚生年金と民間会社勤務による老齢厚生年金の受給権者で、私学在職中の場合の停止計算のイメージ（65歳未満）

【一元化後】

［私学の老齢厚生年金の基本月額］＋［民間の老齢厚生年金の基本月額］＋［私学の総報酬月額相当額］

停止計算（28万円基準）⇒［停止額］

→【私学共済の老齢厚生年金】［停止額］

→【厚生年金の老齢厚生年金】［停止額］

※停止額をそれぞれの基本月額で按分

表1

（例）私学在職中（65歳未満）で総報酬月額相当額：28万円
私学の年金の基本月額：4万円、厚生年金の基本月額：8万円
合算した基本月額：12万円（4万円+8万円）

【一元化前】
［私学の停止月額］　2万円〈（28万円＋4万円－28万円）×1/2〉
［厚生年金の停止月額］　0円　（厚生年金における他制度停止なし）

【一元化後】
28万円+12万円=40万円＞28万円　・・・停止あり
停止月額　（40万円-28万円）×1/2=6万円
停止年額　6万円×12か月=72万円
私学の年金の停止年額　72万円×4万円／（4万円+8万円）＝24万円
厚生年金の停止年額　72万円×8万円／（4万円+8万円）＝48万円

3　在職支給停止の計算における配慮措置

すでに年金が決定されている在職中の人については、一元化後は一般的にこれまで停止額が多くなります。また、これまで停止がかからなかった人も、新たに停止がかかる場合があります。このようなことから、**「配慮措置」**が設けられることとなりました。

ここでは、私学共済の退職共済年金と老齢厚生年金の受給権者で私学在職中の場合の「配慮措置」について説明します。

65歳未満の配慮措置

(1) 対象者

２つ以上の年金受給権があり、一元化前に少なくとも１つの年金が発生し、被保険者期間が一元化前から継続している昭和25年10月２日から昭和30年10月１日生まれの人。

(2) 配慮措置による停止計算方法

総報酬月額相当額と合算した基本月額の合計額が月額28万円を超える場合、超えた額の２分の１が停止されます。また、総報酬月額相当額が47万円を超えるときは、超えた全額が支給停止されますが、この停止月額と次の２つの配慮措置を比較し、最も小さい額が停止月額となります（**表２**）。

① 10％配慮措置による停止月額

総報酬月額相当額と合算した基本月額の合計額から調整前特例支給停止額（※２）を除いた額の10％に相当する額に調整前特例支給停止額を加えた額です。

※２　調整前（特例）支給停止額とは、停止計算時点の総報酬月額相当額で一元化前に適用されていた計算方式により退職共済年金の停止月額を算出します。

一方で老齢厚生年金についても同様に計算し、それぞれの停止月額を合算したものが調整前（特例）支給停止額と定義されています。

② 35万円配慮措置による停止月額

総報酬月額相当額と合算した基本月額の合計額から調整前特例支給停止額を除いたものから35万円を除いた額（０円以下となるときは０円）に調整前特例支給停止額を加えた額です。

(3) 配慮措置の終了時期

65歳到達や実退職により資格喪失したときは配慮措置は終了となります。また、資格喪失後に引き続き資格取得（継続資格取得）をした場合でも、取得後の配慮措置の適用はありません。

65歳以上の配慮措置

(1) 対象者

２つ以上の年金受給権があり、一元化前に少なくとも１つの年金が発生し、被保険者期間が一元化前から継続している昭和12年４月２日から昭和25年10月１日生まれの人。

また、一元化以前は在職中の停止対象とならなかった昭和12年４月１日以前生まれの人。

(2) 配慮措置による停止計算方法

総報酬月額相当額と合算した基本月額の合計額が月額47万円を超える場合、超えた額の２分の１が停止されますが、この停止月額と、次の配慮措置を比較し、小さい額が停止月額となります。

10％配慮措置による停止月額

総報酬月額相当額と合算した基本月額の合計額から調整前支給停止額（※２）を除いた額の10％に相当する額に調整前支給停止額を加えた額です。

(3) 配慮措置の終了時期

70歳脱退や実退職により資格喪失したときは配慮措置は終了となります。また、65歳未満と同様に、資格喪失後に引き続き取得した場合でも配慮措置の適用はありません。

表２

（例）私学在職中（65歳未満）で総報酬月額相当額：28万円
私学の年金の基本月額：４万円、厚生年金の基本月額：８万円
合算した基本月額：12万円（４万＋８万円）
調整前特例支給停止額：
［私　　学］２万円〈（28万円+４万円－28万円）×１／２〉と
［厚生年金］０円（厚生年金における他制度停止なし）の合計額
総報酬月額相当額＋合算した基本月額　支給停止調整開始額
28万円　＋　12万円　＝　40万円＞28万円
停止月額　（40万円－28万円）×１／２＝６万円……………………………（ア）
【①の配慮措置による停止額】
（総報酬月額相当額＋合算した基本月額－調整前特例支給停止額）／10＋調整前特例支給停止額
停止月額　（28万円＋12万円－２万円）／10＋２万円＝5.8万円……………（イ）
【②の配慮措置による停止額】
総報酬月額相当額＋合算した基本月額－調整前特例支給停止額）－35万円＋調整前特例支給停止額
停止月額　28万円＋12万円－２万円－35万円＋２万円＝５万円…………（ウ）
以上の（ア）（イ）（ウ）を比較し、配慮措置適用後の停止額は、停止額が最も小さい（ウ）が適用される。
停止月額　５万円×12か月＝60万円
停止年額を基本月額の比率で按分する。
私学の年金の停止年額　60万円×４万円／（４万円＋８万円）＝20万円
厚生年金の停止年額　60万円×８万円／（４万円＋８万円）＝40万円

4　一元化後の在職中の障害給付の支給停止の仕組み

一元化前は障害共済年金についても退職共済年金と同様の在職支給停止の措置が設けられていますが、一元化後は、職域加算相当部分以外の支給停止がなくなります。

なお、支給額の変更に伴い、これまで受給している年金に比べ、支給停止になっている他方の年金を受給した方が有利な場合は、将来に向かって選択を変更することができます。

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

年内の手続き書類の受け付け・処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。

資格関係

- 加入者証、加入者被扶養者証の交付や、資格関係の確認通知書は、**12月10日（木）受付分**までを、**12月23日（水）**に発送する予定です。
- 資格取得や資格喪失による掛金等は、**12月17日（木）受付分**までを、12月分掛金等の調定（１月送付分）に反映する予定です。　**【業務部　資格課】**

短期給付関係

- 短期給付関係の請求は、**12月２日（水）受付分**までを年内に送金する予定です。　**【業務部　短期給付課】**

貸付関係

- 年内最終送金（12月22日（火））の貸付け申し込みは、**11月30日（月）が締め切り**です。　**【福祉部　貸付課】**

上記の受け付け時期と処理の予定は、書類等に不備がなく処理された場合を前提としています。また、年末の業務は**12月28日（月）**までとなっていますので、手続きに際しては余裕をもって書類等を提出してください。

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間は、いずれも**11月２日（月）から11月30日（月）**までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。　**【福祉部　保健課】**

賞与掛金等早見表は私学共済ホームページに掲載しています

賞与掛金早見表は、私学共済ホームページ〔加入者資格のしくみ▶掛金等とは▶加入者種別と掛金等率・掛金等早見表〕をご覧ください。　**【業務部　掛金課】**

貸付けの申し込み締め切り日にご注意ください

12月２日送金分は**11月13日（金）**が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。
【福祉部　貸付課】

被扶養者再審査・加入者証等検認提出期限は11月13日（金）（必着）

被扶養者の再審査（西日本ブロックのみ）の回答書と、加入者証等の検認（東日本・西日本両ブロック）の結果報告書の提出期限は**11月13日（金）必着**です。

被扶養者再審査回答書が未提出の場合、生計維持関係がすでに失われているとみなして、職務権限にて被扶養者を取り消しますのでご注意ください。
【業務部　資格課】

「私学共済ブック2015〔給付編〕」は、平成28年３月１日発行予定です

本誌10月号でお知らせしましたとおり「私学共済ブック2015〔給付編〕」は、28年３月１日発行予定です。

10月１日以降の新規資格取得者や再資格取得者には、被用者年金制度一元化前の内容を掲載している「私学共済ブック2013〔給付編〕」は送付しておりません。学校法人等宛てに「共済ブック送付対象者一覧」と「私学共済ブック2015〔保健・宿泊編〕」のみを送付しますので、配付をお願いします。３月までは、私学共済ホームページ等をご活用ください。
【広報相談センター　広報班】

11月の共済業務スケジュール

２日（月）	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始 貸付 送金
６日（金）	貸付 10月分定期償還期限
10日（火）	貯金 払込期限（必着）
13日（金）	貸付 12月２日送金申し込み・任意償還申出締め切り
16日（月）	アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り
20日（金）	貯金 送金
24日（火）	貸付 送金
25日（水）	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日（月）	掛金等 10月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 11月分定期償還口座振替（自振校のみ） 掛金等 10月分納期限 貸付 12月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み締め切り

12月の共済業務スケジュール

２日（水）	貸付 送金
６日（日）	貸付 11月分定期償還期限
10日（木）	貯金 払込期限（必着）
15日（火）	貸付 １月４日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

（「月報私学」はホームページにも掲載しています）

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。
採用させていただく場合には改めてご連絡します。

◆募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景

春季	入学（園）式、遠足、生徒総会、校外学習、卒業（園）式
夏季	短期留学、臨海学校、夏祭り、オープンキャンパス
秋季	運動会、体育祭、文化祭、コンクール、公開授業、学校説明会
冬季	クリスマス、進路講演会、百人一首大会、もちつき大会

◆応募写真

デジタル、プリント、ポジフィルムいずれかの写真

◆応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送もしくはメールでご送付ください。

また、ファイル転送サービスでもお受けしています。

◆応募・問い合わせ先

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団　企画室
☎03（3230）7809～7811
Eメール　kikaku@shigaku.go.jp

※写真は原則として返却いたしません。
※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限ります。
※採用作品は、私学事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページに掲載するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。
※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145　東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

「平成26年度学術研究振興資金 学術研究報告」を作成しました

平成26年度に交付した「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の研究課題について、その研究成果を取りまとめ、「平成26年度学術研究振興資金　学術研究報告」（CD-ROM）を作成しました。

「学術研究報告」に収録したデータは、私学事業団ホームページにも掲載しますが、CD-ROMでの送付をご希望される場合は、助成部寄付金課までお問い合わせください。

【助成部　寄付金課】
☎03（3230）7316・7319
Eメール　kifukin@shigaku.go.jp

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、

【個人】　岩元　安雄　様

からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成27年10月末現在の基金保有額は54億965万円、資金交付累計額は75億708万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献して参りたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部　寄付金課】
☎03（3230）7316・7319
Eメール　kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
http://www.shigakukyosai.jp/

箱根 対岳荘（たいがくそう）

〒250-0405　神奈川県足柄下郡箱根町大平台312　☎0460(82)2094
（箱根登山電車「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩2分。又は箱根登山電車「大平台」駅下車、徒歩5分）

寒くなるこれからの季節、湯量豊富な温泉でのんびりと過ごしませんか？

味彩プラン料理（イメージ）

味彩プラン

1泊2食（2名1室／1名様）11,800円

季節の和食会席をお楽しみいただくプランです。

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

※1名1室の場合は1,000円の割増となります。

大浴場（自家源泉）

葉山 相洋閣（そうようかく）

〒240-0116　神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1　☎046(875)7300
（JR「逗子」駅からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分）

相洋閣から望む富士山がひと際映える季節に、秋冬の味覚をご堪能ください

松茸会席プラン料理（イメージ）

松茸会席プラン

1泊2食（1名様）11,500円

昨年大好評いただいたプランです。

取扱期間：平成27年12月18日まで

相洋閣と富士山

冬・得プラン

1泊2食（1名様）8,500円

取扱期間：平成28年1月11日～2月29日まで
（土休前日を除きます）

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■融資金利表（平成27年11月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内（うち据置2年）	10年以内（据置年数含む）	6年以内（据置年数含む）
【一般施設費】校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.0	年% 0.5	年% 0.5
【特別施設費】寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.1	0.6	―
【教育環境整備費】校教具（幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象）、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	―	0.5	5年6か月以内（うち据置6か月） 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築（改修も含みます）

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置（最大2年間）・元金均等償還です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部　融資課　☎03(3230)7862～7867
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

月報私学　11月号(VOL. 215)平成27年11月1日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12　☎03(3230)7809～7811（企画室）
（禁無断転載）